

※ 本リリースは国土交通記者会・交通運輸記者会に配布しております。

2021年6月16日

理事長 清野 智

訪日外客数（2021年5月推計値）

～ 5月：10,000人、国際的な移動の制約続く ～

- 2021年5月の訪日外客数は10,000人であった。これは、COVID-19（新型コロナウイルス感染症）感染拡大防止策の一環として一部の例外を除いて国境を跨ぐ往来が停止されていることによるもので、COVID-19の影響前の2019年同月比99.6%減に相当する。なお、観光目的の入国は引き続き認められていない。
- 2020年1月下旬以降のCOVID-19の拡大により、多くの国で海外渡航制限等の措置が取られ、日本においても検疫強化、査証の無効化等の措置が取られる中で、COVID-19の感染状況の変化により日本及び各国の措置は緩和・強化が繰り返されてきた。日本においては、変異株の感染拡大防止や日本国内における感染抑止のため、新規入国の一時停止、ビジネストラック・レジデンストラックの運用の停止、検疫の強化等の措置が引き続き取られており、訪日外客数は先月同様、低水準となった。
- COVID-19の感染拡大防止策の一環として、観光目的の国際的な移動に制約が続いている。一方、一部の国においては、ワクチン接種の普及等を受けて入国後の行動制限が緩和されるなどの動きも見られ、感染状況の変化とともに各国の出入国規制や市場動向を引き続き注視していく必要がある。

* 本資料では、過去の数値との比較に当たっては、COVID-19の影響を避けるため、2019年実績との比較を行っている。

* 月別推計値と2003年以降の訪日外客数は、下記リンク「訪日外客数の動向」参照のこと。

https://www.jnto.go.jp/jpn/statistics/visitor_trends/index.html

「月別推計値 (Excel)」、「国籍/月別 訪日外客数 (2003年～2021年) (PDF・Excel)」

* 最新の市場動向トピックスは下記リンク参照のこと。（※5・6月のトピックスは2021年7月末頃に掲載予定。）

https://www.jnto.go.jp/jpn/inbound_market/report.html

* 訪日外客数とは、法務省集計による出入国管理統計に基づき、算出したものである。訪日外客は、外国人正規入国者から、日本を主たる居住国とする永住者等の外国人を除き、これに外国人一時上陸客等を加えた入国外国人旅行者のことである。駐在員やその家族、留学生等の入国者・再入国者は訪日外客に含まれる。なお、上記の訪日外客には乗員は含まれない。

【お問い合わせ先】

企画総室 調査・マーケティング統括グループ

TEL : 03-5369-6020 E-MAIL : data@jnto.go.jp

2021年 訪日外客数・出国日本人数 (対2019年比)

2021 Visitor Arrivals & Japanese Overseas Travelers (Compared to 2019)

日本政府観光局(JNTO)
Japan National Tourism Organization(JNTO)

2021年6月16日
16/Jun/2021

(単位: 人 / Unit: Persons)

	訪日外客数 Visitor Arrivals			出国日本人数 Japanese Overseas Travelers		
	2019	2021	伸率 Change %	2019	2021	伸率 Change %
1 Jan.	2,689,339 (2,345,029)	46,522 (547)	-98.3 (-100.0)	1,452,157	48,691	-96.6
2 Feb.	2,604,322 (2,341,479)	7,355 (266)	-99.7 (-100.0)	1,534,792	24,807	-98.4
3 Mar.	2,760,136 (2,411,650)	12,276 (374)	-99.6 (-100.0)	1,929,915	28,896	-98.5
4 Apr.	2,926,685 (2,640,569)	* 10,900	* -99.6	1,666,546	35,905	-97.8
5 May	2,773,091 (2,455,865)	* 10,000	* -99.6	1,437,929	* 30,100	* -97.9
6 Jun.	2,880,041 (2,614,533)			1,520,993		
7 Jul.	2,991,189 (2,713,329)			1,659,166		
8 Aug.	2,520,134 (2,206,746)			2,109,568		
9 Sep.	2,272,883 (1,913,105)			1,751,477		
10 Oct.	2,496,568 (2,177,382)			1,663,474		
11 Nov.	2,441,274 (2,145,425)			1,642,333		
12 Dec.	2,526,387 (2,292,029)			1,712,319		
1~5 Jan.-May	13,753,573 (12,194,592)	* 87,100	* -99.4	8,021,339	* 168,400	* -97.9
1~12 Jan.-Dec.	31,882,049 (28,257,141)			20,080,669		

◆注1: 本資料では、過去の数値との比較に当たっては、COVID-19の影響を避けるため、2019年実績との比較を行っている。

◆注2: 本資料を引用される際は、出典名を「日本政府観光局(JNTO)」と明示してください。

◆注3: 訪日外客数のうち、2021年の*印の斜体部分は推計値、その他の値は暫定値、2019年の値は確定値である。

◆注4: 訪日外客数及び*印の出国日本人数は法務省資料を基にJNTOが算出し、それ以外の出国日本人数は法務省資料を転記した数値である。

◆注5: ()内は、総数のうちの観光客数である。

◆注6: 訪日外客数とは、法務省集計による出入国管理統計に基づき、算出したものである。訪日外客は、外国人正規入国者から、日本を主たる居住国とする永住者等の外国人を除き、これに外国人一時上陸客等を加えた入国外国人旅行者のことである。駐在員やその家族、留学生等の入国者・再入国者は訪日外客に含まれる。なお、上記の訪日外客には乗員は含まれない。

◆Note 1. We compared the figures for Visitor Arrivals for 2021 to that for 2019 to get rid of the effect of COVID-19.

◆Note 2. If reproduced, your credit line to JAPAN NATIONAL TOURISM ORGANIZATION is mandatory.

◆Note 3. The figures for Visitor Arrivals are definitive (2019) and provisional (2021), while * stands for the preliminary ones, compiled and estimated by JNTO.

◆Note 4. The figures for Japanese Overseas Travelers are provided by the Ministry of Justice.

◆Note 5. The figures in () represent the number of tourists among the total.

【参考】2021年 訪日外客数・出国日本人数（対2020年比）

【reference】2021 Visitor Arrivals & Japanese Overseas Travelers (Compared to 2020)

日本政府観光局(JNTO)
Japan National Tourism Organization(JNTO)

2021年6月16日
16/Jun/2021

(単位: 人 / Unit: Persons)

	訪日外客数 Visitor Arrivals			出国日本人数 Japanese Overseas Travelers		
	2020	2021	伸率 Change %	2020	2021	伸率 Change %
1 Jan.	2,661,022 (2,287,755)	46,522 (547)	-98.3 (-100.0)	1,380,762	48,691	-96.5
2 Feb.	1,085,147 (898,976)	7,355 (266)	-99.3 (-100.0)	1,316,820	24,807	-98.1
3 Mar.	193,658 (119,645)	12,276 (374)	-93.7 (-99.7)	272,697	28,896	-89.4
4 Apr.	2,917 (776)	* 10,900	* 273.7	3,915	35,905	817.1
5 May	1,663 (108)	* 10,000	* 501.3	5,539	* 30,100	* 443.4
6 Jun.	2,565 (224)			10,663		
7 Jul.	3,782 (418)			20,295		
8 Aug.	8,658 (482)			37,137		
9 Sep.	13,684 (497)			31,606		
10 Oct.	27,386 (760)			31,049		
11 Nov.	56,673 (1,030)			30,703		
12 Dec.	58,673 (1,557)			33,033		
1~5 Jan.-May	3,944,407 (3,307,260)	* 87,100	* -97.8	2,979,733	* 168,400	* -94.3
1~12 Jan.-Dec.	4,115,828 (3,312,228)			3,174,219		

◆注1: 本資料を引用される際は、出典名を「日本政府観光局(JNTO)」と明示してください。

◆注2: 訪日外客数のうち、*印の斜体部分は推計値、その他の値は暫定値である。

◆注3: 訪日外客数及び*印の出国日本人数は法務省資料を基にJNTOが算出し、それ以外の出国日本人数は法務省資料を転記した数値である。

◆注4: ()内は、総数のうちの観光客数である。

◆注5: 訪日外客数とは、法務省集計による出入国管理統計に基づき、算出したものである。訪日外客は、外国人正規入国者から、日本を主たる居住国とする永住者等の外国人を除き、これに外国人一時上陸客等を加えた入国外国人旅行者のことである。駐在員やその家族、留学生等の入国者・再入国者は訪日外客に含まれる。なお、上記の訪日外客には乗員は含まれない。

◆Note 1. If reproduced, your credit line to JAPAN NATIONAL TOURISM ORGANIZATION is mandatory.

◆Note 2. The figures for Visitor Arrivals are provisional, while * stands for the preliminary ones, compiled and estimated by JNTO.

◆Note 3. The figures for Japanese Overseas Travelers are provided by the Ministry of Justice.

◆Note 4. The figures in () represent the number of tourists among the total.

2021年5月 訪日外客数（JNTO推計値）（対2019年比）

Visitor Arrivals for May 2021 (Preliminary figures by JNTO)(Compared to 2019)

国・地域	Country/Area	総数 Total			総数 Total		
		2019年 5月	2021年 5月	伸率(%)	2019年 1月～5月	2021年 1月～5月	伸率(%)
総数	Grand Total	2,773,091	10,000	-99.6	13,753,573	87,100	-99.4
韓国	South Korea	603,394	1,000	-99.8	3,250,791	7,500	-99.8
中国	China	756,365	1,800	-99.8	3,651,814	21,000	-99.4
台湾	Taiwan	426,537	300	-99.9	2,019,764	2,300	-99.9
香港	Hong Kong	189,007	70	-100.0	888,859	390	-100.0
タイ	Thailand	107,857	200	-99.8	620,611	1,400	-99.8
シンガポール	Singapore	37,650	40	-99.9	166,819	270	-99.8
マレーシア	Malaysia	42,629	100	-99.8	207,395	600	-99.7
インドネシア	Indonesia	30,107	300	-99.0	166,583	1,900	-98.9
フィリピン	Philippines	59,578	600	-99.0	248,278	2,300	-99.1
ベトナム	Vietnam	39,900	400	-99.0	217,828	21,200	-90.3
インド	India	19,914	500	-97.5	77,581	3,400	-95.6
豪州	Australia	46,223	90	-99.8	289,623	380	-99.9
米国	U.S.A.	156,962	1,000	-99.4	699,633	3,700	-99.5
カナダ	Canada	35,335	60	-99.8	158,367	360	-99.8
メキシコ	Mexico	5,482	40	-99.3	25,948	180	-99.3
英国	United Kingdom	31,642	200	-99.4	159,897	900	-99.4
フランス	France	30,863	200	-99.4	138,993	1,000	-99.3
ドイツ	Germany	21,552	200	-99.1	102,782	800	-99.2
イタリア	Italy	12,463	90	-99.3	63,411	420	-99.3
ロシア	Russia	9,691	200	-97.9	47,096	700	-98.5
スペイン	Spain	9,971	200	-98.0	41,660	600	-98.6
中東地域	Middle East	5,679	90	-98.4	38,323	400	-99.0
その他	Others	94,290	2,320	-97.5	471,517	15,400	-96.7

◆注1: 本資料では、過去の数値との比較に当たっては、COVID-19の影響を避けるため、2019年実績との比較を行っている。

◆注2: 本資料を引用される際は、出典名を「日本政府観光局(JNTO)」と明示してください。

◆注3: 上記の2019年の数値は確定値、2021年の数値は推計値である。

◆注4: 訪日外客数とは、法務省集計による出入国管理統計に基づき、算出したものである。訪日外客は、外国人正規入国者から、日本を主たる居住国とする永住者等の外国人を除き、これに外国人一時上陸客等を加えた入国外国人旅行者のことである。駐在員やその家族、留学生等の入国者・再入国者は訪日外客に含まれる。

なお、上記の訪日外客には、乗員は含まれない。

◆注5: 中東地域はイスラエル、トルコ、GCC6か国（サウジアラビア、アラブ首長国連邦(UAE)、バーレーン、オマーン、カタール、クウェート）を指す。

◆注6: 新型コロナウイルス感染症に関する水際対策の強化により、上陸拒否対象国からは特段の事情がない限り入国できない(上陸拒否対象国:159の国、地域(5月31日現在))

◆Note 1. We compared the figures for Visitor Arrivals for 2021 to that for 2019 to get rid of the effect of COVID-19.

◆Note 2. If reproduced, your credit line to JAPAN NATIONAL TOURISM ORGANIZATION is mandatory.

◆Note 3. Above figures for 2019 are definitive, while figures for 2021 are the preliminary ones estimated by JNTO.

◆Note 4. Visitor arrivals exclude permanent residents having Japan as their primary place of residence and include travelers entering Japan for the purpose of transit.

Foreigners entering or re-entering Japan, such as expatriates and their families, and international students are included in Visitor Arrivals to Japan. Crew members are excluded.

◆Note 5. Middle East refers to Israel, Turkey, and the Gulf Cooperation Council countries (Saudi Arabia, UAE, Bahrain, Oman, Qatar, Kuwait).

◆Note 6. Foreigners who have stayed in countries or regions subject to denial of landing are denied permission to enter Japan unless there are exceptional circumstances.

(159 countries or regions are subject to denial of landing as of May 31th).

【参考】2021年5月 訪日外客数（JNTO推計値）（対2020年比）

[reference] Visitor Arrivals for May 2021 (Preliminary figures by JNTO)(Compared to 2020)

国・地域	Country/Area	総数 Total			総数 Total		
		2020年 5月	2021年 5月	伸率(%)	2020年 1月～5月	2021年 1月～5月	伸率(%)
総数	Grand Total	1,663	10,000	501.3	3,944,407	87,100	-97.8
韓国	South Korea	18	1,000	5455.6	477,694	7,500	-98.4
中国	China	25	1,800	7100.0	1,022,563	21,000	-97.9
台湾	Taiwan	8	300	3650.0	689,704	2,300	-99.7
香港	Hong Kong	1	70	6900.0	344,903	390	-99.9
タイ	Thailand	9	200	2122.2	215,330	1,400	-99.3
シンガポール	Singapore	0	40	—	54,782	270	-99.5
マレーシア	Malaysia	4	100	2400.0	74,729	600	-99.2
インドネシア	Indonesia	5	300	5900.0	69,702	1,900	-97.3
フィリピン	Philippines	6	600	9900.0	104,299	2,300	-97.8
ベトナム	Vietnam	2	400	19900.0	111,379	21,200	-81.0
インド	India	29	500	1624.1	22,469	3,400	-84.9
豪州	Australia	2	90	4400.0	142,655	380	-99.7
米国	U.S.A.	47	1,000	2027.7	214,067	3,700	-98.3
カナダ	Canada	5	60	1100.0	52,733	360	-99.3
メキシコ	Mexico	1	40	3900.0	9,365	180	-98.1
英国	United Kingdom	6	200	3233.3	49,778	900	-98.2
フランス	France	16	200	1150.0	41,297	1,000	-97.6
ドイツ	Germany	4	200	4900.0	28,611	800	-97.2
イタリア	Italy	3	90	2900.0	13,135	420	-96.8
ロシア	Russia	6	200	3233.3	20,763	700	-96.6
スペイン	Spain	2	200	9900.0	11,257	600	-94.7
中東地域	Middle East	0	90	—	7,049	400	-94.3
その他	Others	1,464	2,320	58.5	166,143	15,400	-90.7

◆注1：本資料を引用される際は、出典名を「日本政府観光局(JNTO)」と明示してください。

◆注2：上記の2020年の数値は暫定値、2021年の数値は推計値である。

◆注3：訪日外客数とは、法務省集計による出入国管理統計に基づき、算出したものである。訪日外客は、外国人正規入国者から、日本を主たる居住国とする永住者等の外国人を除き、これに外国人一時上陸客等を加えた入国外国人旅行者のことである。駐在員やその家族、留学生等の入国者・再入国者は訪日外客に含まれる。
なお、上記の訪日外客には、乗員は含まれない。

◆注4：中東地域はイスラエル、トルコ、GCC6か国（サウジアラビア、アラブ首長国連邦(UAE)、バーレーン、オマーン、カタール、クウェート）を指す。

◆注5：新型コロナウイルス感染症に関する水際対策の強化により、上陸拒否対象国からは特段の事情がない限り入国できない(上陸拒否対象国：159の国、地域(5月31日現在))

◆Note 1. If reproduced, your credit line to JAPAN NATIONAL TOURISM ORGANIZATION is mandatory.

◆Note 2. Above figures for 2020 are provisional, while figures for 2021 are the preliminary ones estimated by JNTO.

◆Note 3. Visitor arrivals exclude permanent residents having Japan as their primary place of residence and include travelers entering Japan for the purpose of transit.

Foreigners entering or re-entering Japan, such as expatriates and their families, and international students are included in Visitor Arrivals to Japan. Crew members are excluded.

◆Note 4. Middle East refers to Israel, Turkey, and the Gulf Cooperation Council countries (Saudi Arabia, UAE, Bahrain, Oman, Qatar, Kuwait).

◆Note 5. Foreigners who have stayed in countries or regions subject to denial of landing are denied permission to enter Japan unless there are exceptional circumstances.

(159 countries or regions are subject to denial of landing as of May 31th).

地域別訪日旅行市場の概況

参考：日本政府は、2020年10月1日から、ビジネス上必要な人材等（順次、留学、家族滞在等のその他の在留資格へも拡大）に限り、原則として全ての国・地域からの新規入国を許可（防疫措置を確約できる受入企業・団体がいることを条件とし、入国者数は限定的な範囲に留める。）していたが、2020年12月28日以降、当分の間、この仕組みによる全ての国・地域からの新規入国を一時停止している。また、2021年1月9日以降、当分の間、すべての国・地域からの入国者・再入国者・帰国者に対し、日本人を含め、上陸時のPCR検査の受検等を実施することとした。更に1月14日以降は、「ビジネストラック」「レジデストラック」の運用も停止している。

注）当該「地域別訪日旅行市場の概況においては、過去の数値との比較に当たっては、COVID-19の影響を避けるため、2019年実績との比較を行っている。

1. アジア

①東アジア

● 韓国は、1,000人（対2019年同月比99.8%減）であった。

- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大により、日本政府による14日間の隔離等、査証の効力停止等の対象となっている（なお、韓国に対する感染症危険情報のレベル2への引き下げに伴い、2020年11月1日から上陸拒否及び上陸時のPCR検査受検等の対象指定が解除されていたが、緊急事態宣言の発令に伴い、2021年1月9日から当分の間、上陸時のPCR検査等が求められるようになっている。）。
- ・ また、国際的な人の往来再開に向けた段階的措置として、2020年10月8日から「レジデストラック」及び「ビジネストラック」が運用されていたが、2021年1月14日以降、当分の間、運用が停止されている。なお、2021年2月9日以降、当該国内で変異ウイルスの感染者が確認されたと当該政府当局が発表している国・地域として、当分の間、誓約書の提出等、検疫強化の対象となっている。
- ・ 韓国政府による日本への海外旅行の中止、延期を国民に要請する特別旅行注意報が引き続き発令されている。自国民の日本からの入国については、出国前72時間以内に発給されたPCR検査陰性証明書の提示、入国後1日以内のPCR検査の受検、原則14日間の自宅又は施設での隔離及び隔離期間終了時の検査受検等が義務づけられている。なお、韓国内で2回のワクチンを接種し、14日以上が経過してから出国した者が日本から帰国する際に、PCR検査で陰性であれば、入国後1日以内、6～7日目、12～13日目の計3回のPCR検査受検が義務付けられるものの、隔離義務は免除される。
- ・ 日本への直行便は、2021年6月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

※ 「レジデストラック」とは、入国後14日間の自宅等待機は維持しつつ例外的に日本と相手国間の往来を認める

仕組みで、主に駐在員の派遣・交代など、長期滞在者用。「ビジネストラック」とは、「活動計画書」の提出等の条件の下、日本または相手国入国後の14日間の自宅待機期間中も行動範囲を限定した形でのビジネス活動を認める仕組みで主に短期出張者用。

● 中国は、1,800人（対2019年同月比99.8%減）であった。

- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大により、日本政府による14日間の隔離等、査証の効力停止等の対象となっている（なお、中国に対する感染症危険情報のレベル2への引き下げに伴い、2020年11月1日から上陸拒否及び上陸時のPCR検査受検等の対象指定が解除されていたが、緊急事態宣言の発令に伴い、2021年1月9日から当分の間、上陸時のPCR検査等が求められるようになっている。）。
- ・ また、国際的な人の往来再開に向けた段階的措置として、2020年11月30日から「レジデンストラック」及び「ビジネストラック」が運用されていたが、2021年1月14日以降、当分の間、運用が停止されている。なお、一部の都市が、2021年1月25日以降、当該国内で変異ウイルスの感染者が確認されたとき当該政府当局が発表している国・地域として、当分の間、誓約書の提出等、検疫強化の対象となっている。
- ・ 2020年4月21日以降、中国政府外交部より海外旅行自粛の指示が出されていることから、観光客の日本への渡航は実質的に不可能な状況が続いている。自国民の日本からの入国については、フライト搭乗前2日以内に実施したPCR検査と抗体検査の陰性証明の取得及び搭乗時の陰性証明書の提示、原則として14日間の施設での隔離等が求められている。
- ・ 日本への直行便は、2021年6月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

● 台湾は、300人（対2019年同月比99.9%減）であった。

- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大により、日本政府による14日間の隔離等、査証免除措置の停止の対象となっている（なお、台湾に対する感染症危険情報のレベル2への引き下げに伴い、2020年11月1日から上陸拒否及び上陸時のPCR検査受検等の対象指定が解除されていたが、緊急事態宣言の発令に伴い、2021年1月9日から当分の間、上陸時のPCR検査等が求められるようになっている。）。
- ・ また、国際的な人の往来再開に向けた段階的措置として、2020年9月8日から「レジデンストラック」が運用されていたが、2021年1月14日以降、当分の間、運用が停止されている。なお、2021年5月18日以降、当該国内で変異ウイルスの感染者が確認されたとき当該政府当局が発表している国・地域として、当分の間、誓約書の提出等、検疫強化の対象となっている。
- ・ 台湾における日本への渡航警戒レベルは不要不急の渡航自粛等が続いている。台湾人の日本からの入境については、14日間の自宅または指定ホテル等での隔離が求められている。
- ・ 日本への直行便は、2021年6月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

● 香港は、70人（対2019年同月比100.0%減）であった。

- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大により、日本政府による14日間の隔離等、査証の効力停止等の対象となっている（なお、香港に対する感染症危険情報のレベル2への引き下げに伴い、2020年11月1日から上陸拒否及び上陸時のPCR検査受検等の対象指定が解除されていたが、緊急事態宣言の発令に伴い、2021年1月9日から当分の間、上陸時のPCR検査等が求められるようになっている。）。なお、2021年5月18日以降、当該国内で変異ウイルスの感染者が確認されると当該政府当局が発表している国・地域として、当分の間、誓約書の提出等、検疫強化の対象となっている。
- ・ 香港政府による日本への海外渡航の自粛が要請されている。香港市民の日本からの入境については、入境時に日本出発前72時間以内のPCR検査陰性証明書の提出、PCR検査等の受検及び21日間の指定ホテルでの隔離等が求められている。なお、ワクチン接種済みであれば、日本からの入境時の隔離期間は14日間に短縮される。
- ・ 日本への直行便は 2021年6月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

② **東南アジア**

● タイは、200人（対2019年同月比99.8%減）であった。

- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大により、日本政府による14日間の隔離等、査証の効力停止等の対象となっている（なお、タイに対する感染症危険情報のレベル2への引き下げに伴い、2020年11月1日から上陸拒否及び上陸時のPCR検査受検等の対象指定が解除されていたが、緊急事態宣言の発令に伴い、2021年1月9日から当分の間、上陸時のPCR検査等が求められるようになっている。）。
- ・ また、国際的な人の往来再開に向けた段階的措置として、2020年7月29日から「レジデンストラック」が運用されていたが、2021年1月14日以降、当分の間、運用が停止されている。なお、2021年6月4日以降、インドで初めて確認された変異株B.1.617指定国・地域として、当分の間、検疫所が確保する宿泊施設での待機、入国後3日目の再検査等、検疫強化の対象となっている。
- ・ 出国制限はないものの、タイ民間航空局はタイ政府が許可した臨時便、特別便を除き、通常旅客便の運航を引き続き禁止している。自国民の日本からの入国については、最低14日間の隔離が義務付けられている。

● シンガポールは、40人（対2019年同月比99.9%減）であった。

- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大により、日本政府による14日間の隔離等、査証の効力停止等の対象となっている（なお、シンガポールに対する感染症危険情報のレベル2への引き下げに伴い、2020年11月1日から上陸拒否及び上陸時のPCR検査受検等の対象指定が

解除されていたが、緊急事態宣言の発令に伴い、2021年1月9日から当分の間、上陸時のPCR検査等が求められるようになっている。)

- ・また、国際的な人の往来再開に向けた段階的措置として、2020年9月18日から「ビジネストラック」、9月30日から「レジデンストラック」が運用されていたが、2021年1月14日以降、当分の間、運用が停止されている。なお、2021年1月31日以降、当該国内で変異ウイルスの感染者が確認されたと当該政府当局が発表している国・地域として、当分の間、誓約書の提出等、検疫強化の対象となっている。
- ・シンガポール政府から、引き続き、日本への海外旅行の延期勧告が出されている。自国民の日本からの入国については、出国前72時間以内及び入国時のPCR検査受検、政府指定施設での21日間の隔離、隔離中14日目及び隔離終了時のPCR検査受検が義務付けられている。
- ・日本への直行便は、2021年6月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

● マレーシアは、100人（対2019年同月比99.8%減）であった。

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大により、日本政府による上陸拒否、14日間の隔離・PCR検査受検等、査証の効力停止等の対象となっている。
- ・また、国際的な人の往来再開に向けた段階的措置として、2020年9月8日から「レジデンストラック」が運用されていたが、2021年1月14日以降、当分の間、運用が停止されている。なお、2021年6月4日以降、インドで初めて確認された変異株B.1.617指定国・地域のうち、現地の感染状況、我が国の空港検疫での検査における判定状況等を総合的に判断の上、高い懸念がある国・地域として、当分の間、検疫所が確保する宿泊施設での待機、入国後3日目及び6日目の再検査等、検疫強化の対象となっている。
- ・マレーシア政府から出された活動制限令により日本への出国禁止が継続されている。自国民の日本からの入国については、マレーシアへの出発3日前と入国時のスワブ検査、14日間の隔離及び隔離施設退出2日前のPCR検査受検が義務付けられている。
- ・日本への直行便は、2021年6月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

※ 「スワブ検査」とは、鼻咽頭ぬぐい液（スワブ）を検体として実施するPCR検査のこと。

● インドネシアは、300人（対2019年同月比99.0%減）であった。

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大により、日本政府による上陸拒否、14日間の隔離・PCR検査受検等、査証の効力停止等の対象となっている。なお、2021年3月23日以降、当該国内で変異ウイルスの感染者が確認されたと当該政府当局が発表している国・地域として、当分の間、誓約書の提出等、検疫強化の対象となっている。
- ・自国民の日本からの入国については、PCR検査の陰性証明書の提出またはPCR検査受検と

5 日間の政府指定施設での隔離の後、入国後 14 日目までの自己隔離が義務付けられている。

・日本への直行便は、2021 年 6 月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

● フィリピンは、600 人（対 2019 年同月比 99.0%減）であった。

・新型コロナウイルス感染症の拡大により、日本政府による上陸拒否、14 日間の隔離・PCR 検査受検等、査証の効力停止等の対象となっている。なお、2021 年 3 月 29 日以降、変異株流行国として、当分の間、検疫所が確保する宿泊施設での待機、入国後 3 日目の再検査等、検疫強化の対象となっている。

・2020 年 10 月 21 日より、フィリピン人の自由な海外渡航が許可されたが、自国民の日本からの入国については、入国後 14 日間の隔離が義務付けられている。入国後 10 日間は指定ホテルでの隔離となり、PCR 検査を受検し、陰性の場合には自宅等に移り、入国から 14 日間の隔離となっている。

・日本への直行便は、2021 年 6 月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

● ベトナムは、400 人（対 2019 年同月比 99.0%減）であった。

・新型コロナウイルス感染症の拡大により、日本政府による 14 日間の隔離等、査証の効力停止等の対象となっている（なお、ベトナムに対する感染症危険情報のレベル 2 への引き下げに伴い、2020 年 11 月 1 日から上陸拒否及び上陸時の PCR 検査受検等の対象指定が解除されていたが、緊急事態宣言の発令に伴い、2021 年 1 月 9 日から当分の間、上陸時の PCR 検査等が求められるようになっている。）。

・また、国際的な人の往来再開に向けた段階的措置として、2020 年 7 月 29 日から「レジデンストラック」、11 月 1 日から「ビジネストラック」が運用されていたが、2021 年 1 月 14 日以降、当分の間、運用が停止されている。なお、2021 年 6 月 4 日以降、インドで初めて確認された変異株 B. 1. 617 指定国・地域のうち、現地の感染状況、我が国の空港検疫での検査における判定状況等を総合的に判断の上、高い懸念がある国・地域として、当分の間、検疫所が確保する宿泊施設での待機、入国後 3 日目及び 6 日目の再検査等、検疫強化の対象となっている。

・自国民の日本からの入国については、陰性証明書の提出と入国後 21 日間の強制隔離及びその後 7 日間の自宅等での自主隔離が義務付けられている。

・日本への直行便は 2021 年 6 月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

● インドは、500 人（対 2019 年同月比 97.5%減）であった。

・新型コロナウイルス感染症の拡大により、日本政府による上陸拒否、14 日間の隔離・PCR

検査受検等、査証の効力停止等の対象となっている。なお、2021年5月10日以降、インドで初めて確認された変異株 B.1.617 指定国・地域のうち、別途指定する一部の国・地域として、当分の間、検疫所が確保する宿泊施設での待機、入国後3日目、6日目及び10日目の再検査等、検疫強化の対象となっている。また、2021年5月14日以降、当分の間、再入国も禁止されている。

- ・ インド政府から発令された海外渡航中止勧告と観光目的以外の人的往来を可能とする二国間協定等による臨時便を除く国際旅客便の運航停止が継続している。
- ・ インド政府から、引き続き、日本への海外旅行の延期勧告が出されている。自国民の日本からの入国については、自宅等での14日間の隔離等（PCR検査の陰性証明を出国前72時間以内に取得すれば14日間のセルフモニタリングの実施のみ）が必要となる。

2. 豪州、北米

- 豪州は、90人（対2019年同月比99.8%減）であった。

- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大により、日本政府による14日間の隔離等、査証免除措置停止の対象となっている（なお、豪州に対する感染症危険情報のレベル2への引き下げに伴い、2020年11月1日から上陸拒否及び上陸時のPCR検査受検等の対象指定が解除されていたが、緊急事態宣言の発令に伴い、2021年1月9日から当分の間、上陸時のPCR検査等が求められるようになってきている。）。なお、2020年12月30日以降、当該国内で変異ウイルスの感染者が確認されたと当該政府当局が発表している国・地域として、当分の間、誓約書の提出等、検疫強化の対象となっている。
- ・ 豪州政府による日本への海外渡航禁止が継続している。自国民の日本からの入国については、フライト出発予定時刻の72時間以内のPCR検査受検及び空港での陰性証明書の提示と指定された施設における14日間の隔離が義務付けられている。
- ・ 日本への直行便は、2021年6月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

- 米国は、1,000人（対2019年同月比99.4%減）であった。

- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大により、日本政府による上陸拒否、14日間の隔離・PCR検査受検等の対象となっている。なお、一部の州が、2021年1月3日以降、順次、当該国内で変異ウイルスの感染者が確認されたと当該政府当局が発表している国・地域として、当分の間、誓約書の提出等、検疫強化の対象となっている。加えて、一部の州は2021年5月1日以降変異株流行国として、また、一部の州は2021年6月4日以降インドで初めて確認された変異株 B.1.617 指定国・地域として、当分の間、検疫所が確保する宿泊施設での待機、入国後3日目の再検査等、検疫強化の対象となっている。
- ・ 米国政府により、日本への渡航はレベル3の「渡航の再検討」とされている。自国民の日

本からの入国については、帰国後、3～5日後にPCR検査を受検のうえ自宅での7日間の自己隔離、PCR検査を受検しない場合は10日間の自宅等での待機等が求められている。なお、ワクチン接種完了者は隔離不要となるが、3～5日後のPCR検査で陽性となった場合には隔離が求められる。

・日本への直行便は、2021年6月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

● カナダは、60人（対2019年同月比99.8%減）であった。

・新型コロナウイルス感染症の拡大により、日本政府による上陸拒否、14日間の隔離・PCR検査受検等の対象となっている。なお、一部の州が、2020年12月31日以降、順次、当該国内で変異ウイルスの感染者が確認されたと当該政府当局が発表している国・地域として、当分の間、誓約書の提出等、検疫強化の対象となっている。加えて一部の州は、2021年4月9日以降、変異株流行国として、当分の間、検疫所が確保する宿泊施設での待機、入国後3日目の再検査等、検疫強化の対象となっている。

・カナダ政府により、日本への渡航はレベル3の「不要な渡航の自粛」とされている。自国民の日本からの入国については、出国前72時間以内に取得した陰性証明書の提示、上陸時のPCR検査の受検及び3日間の政府指定ホテルでの待機、8日目のPCR検査再受検、14日間の隔離等が義務付けられている。

・日本への直行便は、2021年6月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

● メキシコは、40人（対2019年同月比99.3%減）であった。

・新型コロナウイルス感染症の拡大により、日本政府による上陸拒否、14日間の隔離・PCR検査受検等、査証の効力停止等の対象となっている。なお、2021年5月31日以降、当該国内で変異ウイルスの感染者が確認されたと当該政府当局が発表している国・地域として、当分の間、誓約書の提出等、検疫強化の対象となっている。

・日本への直行便は、2021年6月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

3. 欧州

● 英国は、200人（対2019年同月比99.4%減）であった。

・新型コロナウイルス感染症の拡大により、日本政府による上陸拒否、14日間の隔離・PCR検査受検等、査証の効力停止等の対象となっている。なお、2021年6月7日以降、インドで初めて確認された変異株B.1.617指定国・地域のうち、現地の感染状況、我が国の空港検疫での検査における判定状況等を総合的に判断の上、高い懸念がある国・地域として、当分の間、検疫所が確保する宿泊施設での待機、入国後3日目及び6日目の再検査等、検疫強化の対象となっている。

- ・英国政府により特段の理由がない限り日本への渡航は禁止されている。自国民の日本からの入国については、旅行を開始する日の3日前以降のPCR検査の受検と渡航前及び到着時の陰性証明書の提示が義務付けられるとともに、入国後2日目及び8日目のPCR検査受検、10日間の隔離等が求められている。なお、入国後5日目の任意のPCR検査の受検により陰性であれば、自己隔離の早期終了が可能となる。

- ・日本への直行便は、2021年6月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

● フランスは、200人（対2019年同月比99.4%減）であった。

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大により、日本政府による上陸拒否、14日間の隔離・PCR検査受検等、査証の効力停止等の対象となっている。なお、2021年5月21日以降、インドで初めて確認された変異株B.1.617指定国・地域として、当分の間、検疫所が確保する宿泊施設での待機、入国後3日目の再検査等、検疫強化の対象となっている。

- ・自国民の日本からの入国については、出発72時間前以内のPCR検査陰性証明書又は抗原検査陰性証明書の提出が求められているが、ワクチン接種済みの者に関してはこれらの提出が不要となる。

- ・日本への直行便は、2021年6月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

● ドイツは、200人（対2019年同月比99.1%減）であった。

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大により、日本政府による上陸拒否、14日間の隔離・PCR検査受検等、査証の効力停止等の対象となっている。なお、2021年6月4日以降、インドで初めて確認された変異株B.1.617指定国・地域として、当分の間、検疫所が確保する宿泊施設での待機、入国後3日目の再検査等、検疫強化の対象となっている。

- ・ドイツ政府により、日本への必要不可欠でないすべての出張及び私的旅行の自粛が要請されている。自国民の日本からの入国については、ドイツ入国前48時間以内のPCR検査受検及び陰性証明書の提示が義務付けられている。なお、ワクチン接種証明書または快復証明書の所持者は入国時に必要な陰性証明書の提示が免除される。

- ・日本への直行便は、2021年6月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

● イタリアは、90人（対2019年同月比99.3%減）であった。

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大により、日本政府による上陸拒否、14日間の隔離・PCR検査受検等、査証の効力停止等の対象となっている。なお、2021年3月5日以降、変異株流行国として、当分の間、検疫所が確保する宿泊施設での待機、入国後3日目の再検査等、検疫強化の対象となっている。

- ・自国民の日本からの入国については、イタリア入国前 48 時間以内の PCR 検査又は抗原検査の受検及び陰性証明書の提示、10 日間の隔離及び隔離期間終了時の検査受検等が義務付けられている。

- ・日本への直行便は、2021 年 6 月も引き続き運休となっている。

● ロシアは、200 人（対 2019 年同月比 97.9%減）であった。

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大により、日本政府による上陸拒否、14 日間の隔離・PCR 検査受検等、査証の効力停止等の対象となっている。なお、一部の州が、2021 年 3 月 21 日以降、順次、当該国内で変異ウイルスの感染者が確認されたと当該政府当局が発表している国・地域として、当分の間、誓約書の提出等、検疫強化の対象となっている。

- ・自国民の日本からの入国については、14 日間の隔離が義務付けられている。なお、帰国前 3 日以内に指定されたポータルサイトへの PCR 検査の陰性結果を登録した場合、隔離は不要となる。

- ・日本への直行便は、2021 年 6 月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

● スペインは、200 人（対 2019 年同月比 98.0%減）であった。

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大により、日本政府による上陸拒否、14 日間の隔離・PCR 検査受検等、査証の効力停止等の対象となっている。なお、2021 年 4 月 9 日以降、変異株流行国として、当分の間、検疫所が確保する宿泊施設での待機、入国後 3 日目の再検査等、検疫強化の対象となっている。

- ・日本への直行便は、2021 年 6 月も引き続き運休となっている。

4. 中東地域

● 中東地域は、90 人（対 2019 年同月比 98.4%減）であった。

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大により、中東地域各国も、日本政府による上陸拒否、14 日間の隔離・PCR 検査受検等、査証の効力停止等の対象となっている。なお、イスラエルは 2020 年 12 月 30 日以降、トルコは 2021 年 2 月 7 日以降、カタールは 2021 年 2 月 12 日以降、順次、当該国内で変異ウイルスの感染者が確認されたと当該政府当局が発表している国・地域として、当分の間、誓約書の提出等検疫強化の対象となっている。また、アラブ首長国連邦は 2021 年 3 月 5 日以降、変異株流行国として、当分の間、検疫所が確保する宿泊施設での待機、入国後 3 日目の再検査等、検疫強化の対象となっている。

- ・アラブ首長国連邦及びトルコを除く中東地域各国で日本への渡航が引き続き規制されている。なお、サウジアラビアではワクチン第 2 接種完了又は第 1 接種から 14 日以上経過して

いる人の海外旅行が解禁になるなど、一部の国では条件を満たせば出国規制が緩和されている。

- 自国民の日本からの入国については、中東地域各国で、一定期間の隔離、PCR 検査受検、陰性証明書の提出、指定アプリのダウンロード等、入国制限や入国後の行動制限が設けられている。なお、イスラエルではワクチン接種証明書保有者は隔離が免除されるなど、一部の国では条件を満たせば入国制限や入国後の行動制限が緩和されている。
- 日本への直行便は、2021 年 6 月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

(2021 年 6 月 9 日現在)